

## ●基本理念、重点目標、方向性など

障害者権利条約ならびに条約への対日審査で国連人権委員会から指摘された内容を踏まえた基本理念や重点目標の設定。

例) ・障害者の自己決定による暮らしや社会参加、教育の保障

(決して障害程度で分けられないことができるようにするために)

- ・他の者（障害者以外）と何らかわらない暮らし、社会参加の保障
- ・入所施設、精神科病院からの地域移行をすすめるための地域支援施策を図る
- ・重度障害者が地域で暮らせる居住の場の確保（グループホーム、民間住宅、公営住宅等）
- ・長時間介護を有する障害者の地域生活をおくるための介護（ヘルパーなど）保障
- ・障害児も他の児童や生徒とともに学び、ともに遊ぶインクルーシブ教育の実現
- ・旧優生保護法における強制不妊手術被害者への救済と優生思想に対する市としての声明 など

## ●各論部分

### 0) 入所施設、精神病院からの地域移行

- ・入所施設や精神病院からの地域移行は単に「住む場所を移す」ということではなく、その移行者が選択でき、どのように暮らしをしたいかということの基本とした地域移行をすすめていかななくてはならない。
- ・これまで計画で書かれていた高齢になったから「高齢施設に入所」や死亡した人もカウントにいれているが、本当の地域移行はその人のこれからの生活づくりをすすめることが大切である。
- ・そのためにも本人の地域でのイメージづくり、地域で暮らす障害者との交流機会や外出支援の充実などの取り組みや支援が必要。（以下の各論の整備も必要）
- ・地域生活支援拠点等でも中心事業となっている「体験の場」は入所施設や精神病院からの地域移行をすすめるうえでも重要になる。（地域移行をすすめるにあたっては、地域の基盤制度づくりが重要である。）

### 1) 訪問系サービス

- ・重度障害者が地域で暮らせるホームヘルパー支給決定のあり方（課題）
- ・ヘルパー不足（休日、早朝、深夜帯など）問題を解決するための施策  
※数値設定の際は「表層的」（数字上の利用実態という意味）なとらえ方ではなく、上記を含めた「潜在的」な要因も十分勘案した設定が必要

### 2) 居住系サービス

- ★障害者がどこでだれと暮らすかという自己決定ができる暮らしの場を前提として
- ※障害程度別の暮らしの場しか選択できないということはおかしいということで。
- ・重度障害者の暮らしの場としてのグループホームを考えるために包括型グループホームの個別ヘルパーの恒久化
- ・堺市の個別ヘルパー利用者のヘルパー支給決定ガイドラインのあり方（課題）～他市と比べてどうかなど
- ・堺市独自施策である重度対応型共同援助運営補助事業の要件緩和

### 3) 相談支援事業

- ・基本相談部分の評価（何ら保障がない）（課題）  
（障害者の医療機関の付き添いや関係事業所への伝達など）  
（障害者からの関係事業所に対する支援上の相談）  
（関係事業所からの相談や調整）  
（介護保険移行に関する障害福祉サービスとの併用などについてケアマネージャーへの相談や調整、フォロー）など
- ・安定した相談支援事業の運営 相談員一人体制の事業所が多い。（課題）

### 4) 日中活動系事業所

- ・新型コロナなどの感染症への在宅支援などの継続（生活介護事業）

### 5) 地域生活支援事業

- ・新型コロナ感染症により入院時の対応で様々な問題がおきている（虐待、不適切支援など）  
入院時コミュニケーション支援事業など普段利用しているヘルパーなどの対応も必要。  
（重度訪問介護における入院時対応についても必要）
- ・移動支援  
移動支援についてもヘルパー不足がいわれている。特に休日（日曜、祝日など）は長時間の外出ができないという声もあり、報酬など保障面についても検討する必要がある。

### 6) 地域生活支援拠点等

- ・人材確保、育成機能として  
医療的ケア（喀痰吸引など）に対応できる喀痰吸引等の研修への補助を講じて必要な人材確保を公的に保障することも必要。
- ・緊急時対応  
堺市の「緊急時対応支援」として支援する人の対象拡大（ヘルパーや相談支援員などにも）とそれを保障する報酬が必要ではないかと思う。（緊急時対応の場所の確保、自宅対応も可能とするなど、現状で対応が本当に充分なのかしっかり精査する必要がある。）

### 7) 医療

- ・訪問看護  
医療的ケアが必要な障害者が地域で暮らすために必要。現状は人材の確保や幅広く派遣できる体制強化が必要。（課題）
- ・リハビリ（関節の拘縮の予防や筋肉の強張りをほぐすなどの目的として）  
医療機関でのリハビリ日数制限があり、継続してうけにくくなっている。（課題）
- ・入院時等の医療にかかるうえでの課題  
障害者への対応など医療関係者への研修などが必要と思われる。（コミュニケーションの仕方、本人主体としての介護など）
- ・強制不妊手術被害者救済への啓発（優生思想に基づく障害者への医療的行為をおこさないために）

## 8) 差別解消、まちづくり

### ・選挙・投票

- ・脳性麻痺等による言語障害への聞き取りなど

(何度も聞き返しが必要なため、投票した候補者などが周囲に聞こえないように「別室」用意するなどの配慮)

- ・候補者などの政策など「わかりやすい」版の広報誌など

### ・入居差別の問題

- ・暮らしの場を確保するうえで民間住宅を契約する上でも大きな障壁がある。

宅建会社、不動産業者などの障害の無理解などによる差別があり、啓発を含めた取り組みが必要。

また、グループホーム等建設における施設コンフリクトの問題もあり、行政機関の仲介なども求められる。

### ・まちづくり

- ・公共施設の整備、建設の際に当事者参画、現地立ち合いをすすめる。(エレベーター、スロープなどの幅、高さ、場所のわかりやすさを表示する位置や大きさなど検証)

- ・公園の「バイク進入止め用の防止柵」による車いす利用者等が入れない課題をどのように解消していくか

## 9) 教育

- ・障害者権利条約対日審査で国連障害者人権委員会から指摘された「分離教育」から「インクルーシブ教育へ」を基本とした市としての方向性

- ・学校生活、通学での「保護者付き添い」の実態。

- ・一般校（小、中、高校）における障害児、者の通学支援や学内介護等の公的な仕組みづくり（移動支援：枚方市の事例など）

- ・公立小、中、高校などもバリアフリー法の対象となり、エレベーター設置などの進捗状況など本計画での明示。

## 10) 防災

- ・「個別の避難計画づくり」作成の推進。（「自主」避難場所を選ぶなどの確認も含めて）

※災害時の公的支援などが「自主」避難場所（自宅、日中活動の場にしたい人）にも行き届くように。

- ・一般避難所での合理的配慮の実施

（バリアフリー環境、個室づくり、トイレ環境、情報伝達の配慮、寒さ、暑さ対策、・・・）

- ・地域防災とりくみへの積極的な参加をうながすために呼びかけを実施

以下、課題の骨子を具体的に計画に反映させるための課題についてまとめ

○堺市長期計画の理念・目的

「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」

○障害者権利条約 19 条、対面審査を受け 2022 年 9 月の国連人権委員会から日本政府への勧告

すべての障害者が他の人と平等の選択の機会をもって、地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障害者がこの権利を完全に享受し、地域社会に完全に包容され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとることなどを定めた「障害者権利条約」（19 条で地域生活への包容が記されている）、および権利条約の対面審査をへて今年 9 月に示された国連権利委員会による勧告（脱施設化、地域移行にむけた緊急的な措置をとること等）を計画に反映させることが求められます。

○理念を実現するため、地域生活をすすめていくための課題

・グループホーム、ヘルパー、計画相談などの拡充、地域生活を支える人材や事業所を拡充すること。

1. そのための制度的拡充～堺市の支給決定のガイドラインについての検討・見直しの必要性  
介護保険と障害福祉サービスの違い～重度訪問介護が何故必要か、本人主体のコミュニケーション等  
堺市のグループホーム包括型の個人単位でのヘルパー利用者のヘルパー支給決定ガイドラインのあり方（課題）  
～他市のガイドラインとの比較、必要な支給決定されないことによる弊害、権利条約の視点からの見直しなど
2. 介護職員による喀痰吸引等研修についての堺市として補助の創設
3. 入院時の支援について
  - ① コロナ禍における入院時支援
  - ② 病院への啓発や働きかけ